

地域福祉活動の育成
最近における福祉需要の多様化、高度化に対応するためには、国や県市町村などが行う公的な各種の福祉施策を充実することと併せて、地域的、人間的連帯を持った「福祉社会づくり」が必要です。

ア活動センターの運営についても助成します。
★社会福祉協議会育成..... 四千二十八万円
住民の自発的、自主的活動の促進を図るため地域福祉活動の推進に指導的役割を果たし活動の推進母体となっている社会福祉協議会の組織と活動体制の育成強化のために所要の経費を援助し、民間福祉活動の活発化を促進します。

老人福祉対策
高齢化社会の到来に伴い、老人福祉対策は益々その重要性が増大してまいりました。
そのため、老人の健康の保持・生活の安定、生きがいの高揚などに関する諸施策を進めています。本年度は新たに「高齢者能力活用推進事業」と、「ねたきり老人短期保護事業」を行うことにしました。

★在宅老人機能回復訓練..... 千五百七十七万円
脳卒中後遺症等による在宅ねたきり老人に対し、特別養護老人ホーム等の施設を利用して機能回復訓練を行います。なお本年度は県単独で追加することにししました。
☆ねたきり老人短期保護事業..... 二百三十一万円
在宅ねたきり老人の介護者が、旅行や疾病等のとき、一時的に施設で保護するもので本年度新たな事業として実施します。

★ボランティア活動推進事業助成..... 三百五十四万円
ボランティア活動推進についての、総合的な企画立案と、実践活動の連絡、調整にあたってはボランティア活動推進協議会の運営、ボランティア活動の手引となるハンドブックの作成、ボランティア研修のためのセミナーの開催、一般の人びとのボランティア活動に対する関心と認識を高めるためのポスター、標語募集等について助成します。

★ボランティア活動推進事業助成..... 三百五十四万円
ボランティア活動推進についての、総合的な企画立案と、実践活動の連絡、調整にあたってはボランティア活動推進協議会の運営、ボランティア活動の手引となるハンドブックの作成、ボランティア研修のためのセミナーの開催、一般の人びとのボランティア活動に対する関心と認識を高めるためのポスター、標語募集等について助成します。

★老人の健康診査・医療費助成..... 十七億五千八百六十二万円
老人の健康保持のため、六十五歳以上の方々の健康診査と、七十歳以上及び六十五歳以上のねたきり老人の医療費を助成します。
★老人家庭奉仕員派遣..... 一億七千七百七十七万円
日常生活を営むのに支障のある老人家庭に奉仕員を派遣して生活の世話をします。

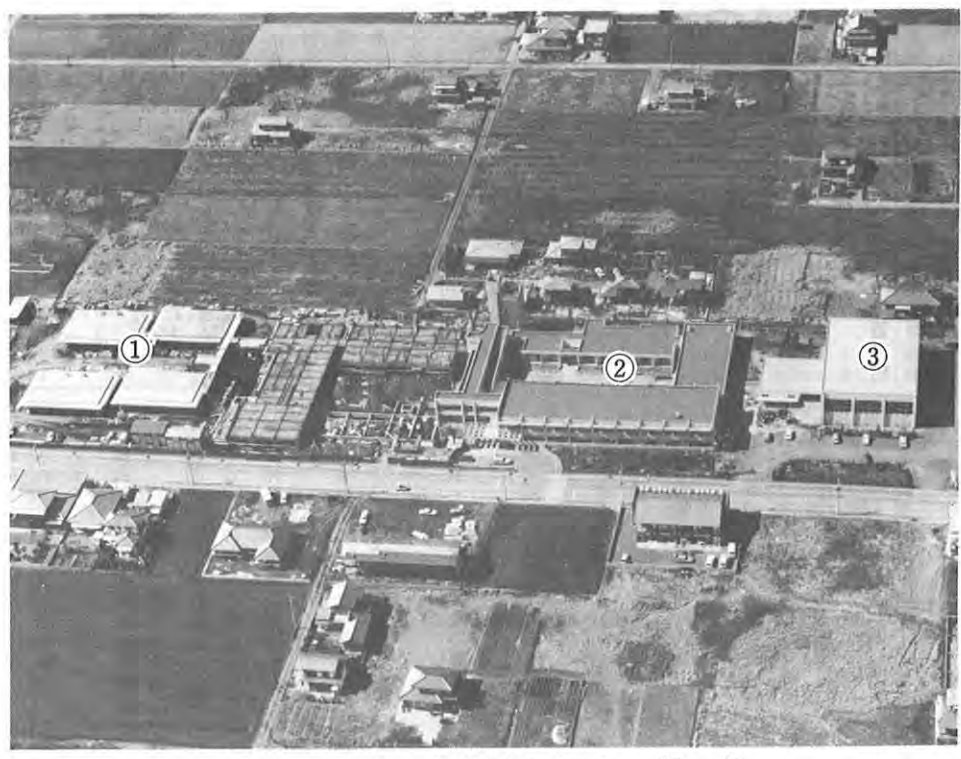
★老人クラブ活動助成..... 一億七千万円
老人の生活を健全でより豊かなものにするため老人クラブ活動に助成します。
★老人の住みよいふるさとづくり推進..... 千万円
地域の人々の積極的な参加と協力のもとに地域の特性を生かし、老人が健康で明るく、豊かな生活が送られるよう地域社会づくりを推進します。

最近における心身障害者をとりまく諸情勢は大へん厳しく、またその福祉需要は、複雑・多様化してまいりました。このため、年齢・障害の態様、家庭や

環境等に適切に対応した施策を総合的、体系的に推進することが必要です。本年度は従来の事業を充実するとともに、重度心身障害者医療費助成などを新

たに行うことにしました。
なお、昨年度着工した身体障害者リハビリテーションセンターが本年度はいよいよ開所することになります。

身体障害者の社会活動を促進するため、自動車運転免許を取得する経費を助成するとともに、本年度は新たに、身体障害者の教習用の自動車に改造する費用の一部を自動車学校に対し助成します。



▲旧空港跡に建設される福祉センター群 ①リハビリテーションセンター ②福祉センター ③体育館

★身体障害者リハビリテーションセンター建設..... 二億九千九百七十七万円
身体障害者の相談・判定・機能回復訓練等の機能を体系的に備えた施設として完成します。(事業費総額六億五千六百七十五万円)
★更生医療費等助成..... 一億三千八百二十三万円
身体障害者が更生のため必要とする医療や補装具を給付します。
★福祉手当(介護手当)給付..... 三億六千九百六十万円
在宅重度障害者に対し、一人月額五千五百円を支給します。

★重度心身障害児緊急保護費..... 百六十六万円
重度の心身障害児を養育している家庭が、一時的に介護できなくなったとき、障害児を一時的に適当な施設に保護します。
★精神薄弱者措置費..... 六億七千八百六十五万円
精神薄弱者保護施設に対する委託費として、事務費・一般生活費・その他の事業費を負担します。
★心身障害児(者)措置費..... 七億九千四百六十九万円
心身障害児が収容され、または利用している施設に対する生活、医療費等の措置費です。